

令和6年度法務省委託ハンセン病問題に関する動画広報に関する
留意事項

1 広告媒体

下記2～4の媒体については、必須の広告出稿先とすること。

2 バナー広告

(1) バナー画像のクリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものを提案すること。

GoogleDisplayNetwork 20,000クリック以上

※ 上記媒体以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は、根拠資料や理由等の必要な情報を提案書中に明記上で提案すること。

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。

(2) 実施に当たっては、当センターから提供するホワイトリストを基に指定したサイトに配信すること。なお、広告配信期間を通じて当センターと協議し、継続的に改善を図ること。

(3) バナー画像は、新規に企画・制作すること。

3 SNS広告

(1) SNS上の広報は、次の広報媒体による動画広報を行う。

再生回数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

ア X 100,000回以上

イ Instagram 40,000回以上

※ 上記媒体以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は、根拠資料や理由等の必要な情報を企画書中に明記した上で提案すること。

※ 掲出においては当センターと協議の上、効果的・効率的な配信運用に努めること。

(2) 配信する15秒動画は受注者に対して当センターから提供する。

(3) Xにおいては、当センターのアカウント (@Jinken_Center) を使用し、広報展開を行うこととする。また、Instagram においては、当センターのアカウント (jinken_Center) を使用し、広報展開を行うこととする。

4 YouTube (インストリーム広告)

(1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。

(2) 動画視聴完了数はより多いことが望ましいが、少なくとも300,000回以上の回数を満たすものとする。

5 その他想定される媒体

上記2～4の媒体による広報のほかに、ウェブ上においてより広報効果・視聴者増の効果が高い手法があれば併せて提案可能とする。

なお、提案に当たっては、法務省が実施する広報にふさわしい媒体・内容とし、広報デザインについては、本事業で使用する映像を基に、必要な加工・修正を施したものを使用すること。

6 映像

配信する動画は、当センターが指定するものを使用すること。

7 広報時期

12月4日（水）～10日（火）の人権週間中心に年間を通じて広報を行う。

※ 広報スパンが定められている媒体がある場合は、提案書中に、特記事項とするなど強調して明記すること。